

## 激変緩和措置への対応について（案）

各市町村の所得水準や医療費水準が異なることから、国保広域化の制度改正に伴い、市町村ごとの保険料負担額が変動することが想定され、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、激変緩和措置を講じる。

激変緩和措置への対応は、下記（案）のとおり行うこととしたい。

### 1 基本的な考え方

「国のガイドライン」に沿って、対応する。

#### (1) 比較する基準値

制度改正前の平成 28 年度の一人当たり保険料決算額（理論値）と、当該年度（平成 30 年度）の一人当たり保険料を比較する。

#### (2) 一定割合の設定 【変更】

保険料の急激な負担増とならないよう影響を抑えつつ、激変緩和を段階的に解消させていくため、一定割合を設定し、その一定割合を超えた部分に激変緩和措置を講じる。

一定割合は、県平均の伸び率 + 1 年当たりの割合  $\alpha$  とし、「1 年当たりの割合  $\alpha$ 」は、1%とする。

また、下限値は、設定しないこととする。

#### (3) 激変緩和の期間 【変更】

激変緩和措置を講じる期間は、当面、平成 35 年度までの 6 年間とする。

なお、平成 36 年度以降の激変緩和措置の取扱いは、上記「一定割合の設定」を含めて、総合的に判断する。

## 2 財源について

### (1) 財源投入の順番

激変緩和には、原則として、下記の財源を充てる。

- ①国の調整交付金（暫定措置 [追加激変緩和]）
- ②県繰入金（激変緩和用）
- ③特例基金

### (2) 県繰入金の弾力的な対応

原則として、一定割合を超えた部分に対応していくため、激変緩和措置の財源が不足する場合は、県全体の納付金総額を引き下げるための県繰入金（1号繰入金）を、激変緩和に振り替えて対応する。

### (3) 30年度の特例基金からの対応

6年間限定の特例基金であることから、一定の効果がみられるよう初年度を厚く配分する傾斜逡減で対応することとし、初年度（30年度）は、5億円（特例基金の約3分の1）を投入する。

### (4) 財源が余った場合の対応 【変更】

一定割合を超えた部分の全てに激変緩和を行った上で、なお財源に余力が生じる場合は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額から激変緩和措置に必要な額を控除した額（余剰配分対象額）を算定し、各市町村の余剰配分対象額が県全体に占める割合に応じて配分する。

# 4段階の激変緩和措置イメージ

## ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の $\alpha$ ・ $\beta$ 等の設定による配慮

集めるべき保険料額

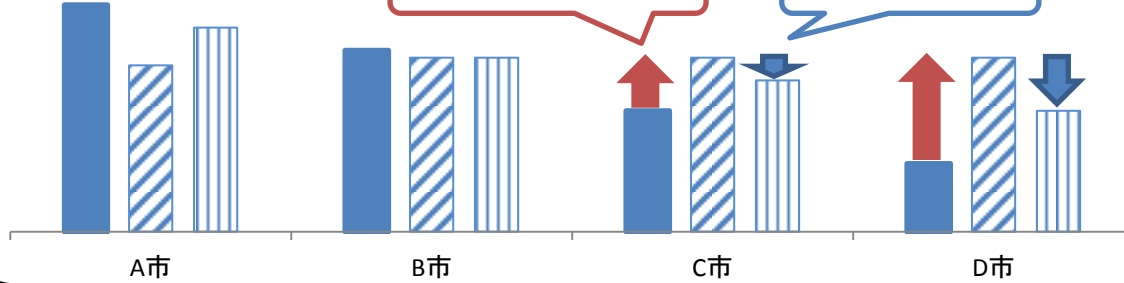
保険料額の急上昇

激変緩和措置

■ 平成28年度

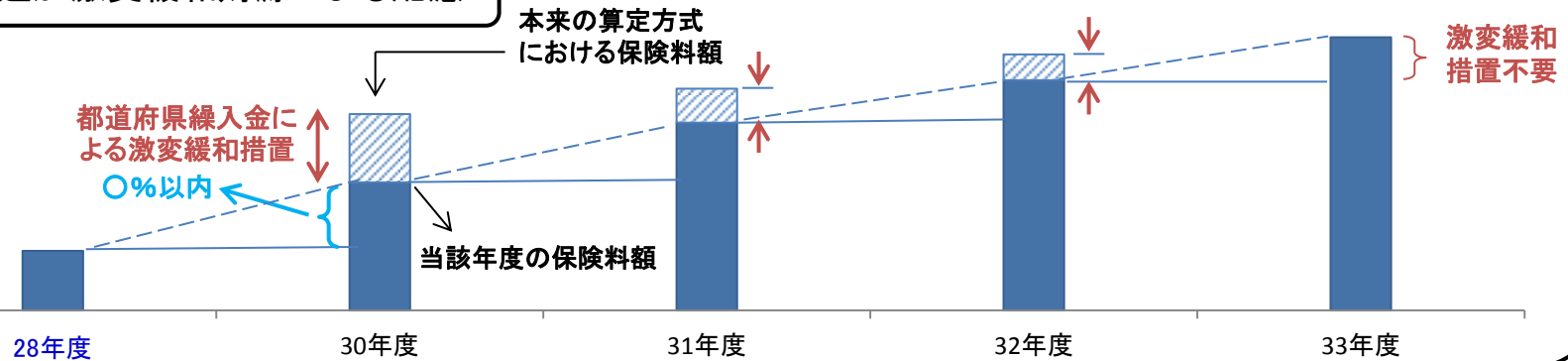
▨ 平成30年度  
(激変緩和措置を加味しない算定方式の場合)

▨ 平成30年度  
(激変緩和措置を加味した算定方式の場合)



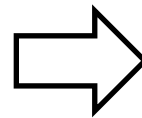
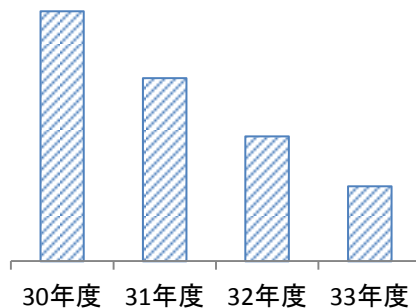
## イ、エ. 都道府県繰入金と追加激変緩和財源による配慮

激変緩和丈比への基点は、平成28年度保険料決算額で固定する。都道府県は毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。(施行当初は追加激変緩和財源による対応も可能。)



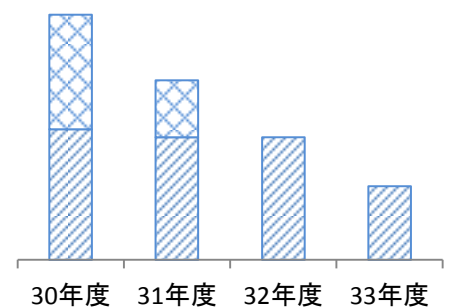
## ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用して繰入金減少分を補填する。

また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能。



# 県繰入金と特例基金を活用した激変緩和イメージ

〈平成28年度の県調整交付金〉

〈平成30年度の県繰入金〉

〈激変緩和措置終了後の県繰入金〉

